

諮問日：令和7年8月19日（令和7年度（情）諮問第63号）

答申日：令和8年3月30日（令和7年度（情）答申第113号）

件名：松山地方裁判所における特定の期間の裁判官及び書記官で特定の資格を所持している者が分かる文書等の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、松山地方裁判所長が、別紙記載1及び5から13までの申出に対し、同申出に係る司法行政文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断及び別紙記載2から4までの申出に対し、同申出に係る司法行政文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、いずれも妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、松山地方裁判所長が令和7年3月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

別紙記載1及び5の各文書は作成又は取得されていて当然である。

別紙記載6及び7の各文書は「作成又は取得される」ものではなく、「いずれも存在しない。」であるから、理由を是正すべきである。

別紙記載8から10までの各文書は作成又は取得されてしかるべきものである。

別紙記載11及び12の各文書の不開示は、松山地方裁判所の一部の職員が漫然と業務にあたっていることによる。

別紙記載 1 3 の文書を作成又は取得していないのは不相当である。

別紙記載 2 から 4 までの各文書につき、単に「存在しない」というのは意味不明である。

#### 第 4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 松山地方裁判所が、別紙記載 1 及び 5 から 1 3 までの各文書につき、いずれも作成又は取得していないとして不開示としたことは、以下のとおり相当である。

##### (1) 別紙記載 1 及び 5 の各文書

松山地方裁判所において、別紙記載 1 及び 5 の各文書を探索したが、存在しなかった。

苦情申出人は、別紙記載 1 及び 5 の各文書は作成又は取得されていて当然である旨主張するが、当該文書を作成又は取得すべきとする規範等はなく、事務処理上も作成又は取得する必要がない。

##### (2) 別紙記載 6 及び 7 の各文書

苦情申出人は、別紙記載 6 及び 7 の各文書が「作成又は取得される」ものではなく、「いずれも存在しない。」と理由を是正すべきである旨主張する。しかしながら、松山地方裁判所において、別紙記載 6 及び 7 の各文書を探索したが、当該文書は存在せず、当該文書を作成又は取得すべきとする規範等はなく、事務処理上も作成又は取得する必要がないため、「作成又は取得していない」ことを理由に不開示としたもので、当該判断に不合理な点はない。

##### (3) 別紙記載 8 から 1 0 までの各文書

松山地方裁判所において、別紙記載 8 から 1 0 までの各文書を探索したが、存在しなかった。

苦情申出人は、当該文書が作成又は取得されてしかるべきものであるなどと主張するが、別紙記載 8 及び 9 の各文書については、その申出内容から明らかなどおり、別紙記載 7 の文書の存在を前提とする文書であり、また、

別紙記載 10 の文書に関しても、別紙記載 7 の文書が存在した上で、その対応後の措置を前提としたものと整理できるところ、別紙記載 7 の文書を作成又は取得していないことは前記(2)のとおりであるため、同文書の存在が前提となる別紙記載 8 から 10 までの各文書についても作成又は取得のないことに不合理な点はない。

(4) 別紙記載 11 及び 12 の各文書

松山地方裁判所において、別紙記載 11 及び 12 の各文書を探索したが、存在しなかった。当該文書を作成又は取得すべきとする規範等はなく、事務処理上も作成又は取得する必要がない。

苦情申出人は、松山地方裁判所の一部の職員は刑事訴訟法もろくに読まずに漫然と業務にあたっているなどと主張しているが、原判断の相当性を左右するものではない。

(5) 別紙記載 13 の文書

別紙記載 13 の開示申出について、特定年月日の 4 日後に松山地方裁判所が受領した補正書の記載に従い、松山地方裁判所において前同日現在に保有する特定年月日付けで作成された苦情等の申出に係る決裁及び決裁添付資料等一式と整理の上探索したが、存在しなかった。

苦情申出人は、当該書類を作成又は取得していないのは不適當であるなどと主張しているが、特定年月日の 4 日後現在において当該文書を作成又は取得していないことに不自然な点はない。

2 松山地方裁判所が、別紙記載 2 から 4 までの各文書につき、いずれも存在しないとして不開示としたことは、以下のとおり相当である。

(1) 別紙記載 2 の文書

松山地方裁判所において、別紙記載 2 の文書を探索したが、存在しなかった。別紙記載 2 の文書は、精神保健福祉法（旧精神保健福祉法含む）及び家事事件手続法（旧家事審判法含む）について、職員に周知徹底していること

が分かる資料一式であるところ、松山地方裁判所において、各法の施行時から本件開示申出時までの間に、当該文書を作成又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かは判然としなかったことから、「存在しない」との理由により不開示とする判断に至ったものであり、この判断に不合理な点はない。

## (2) 別紙記載3及び4の各文書

松山地方裁判所において、別紙記載3及び4の各文書を探索したが、存在しなかった。別紙記載3及び4の各文書は、「扶養義務者指定の申立て」の実務運用にあたり、疑義照会等をしたことが分かる資料及び愛媛県等に周知徹底したことが分かる資料一式であるところ、平成26年4月から本件開示申出時までの間に、当該文書を作成又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かは判然としなかったことから、「存在しない」との理由により不開示とする判断に至ったものであり、この判断に不合理な点はない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年8月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和8年1月16日 審議
- ④ 同年2月20日 審議
- ⑤ 同年3月23日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

### 1 別紙記載1及び5の各文書について

別紙記載1は松山地方裁判所の裁判官及び書記官で医学・福祉の分野の資格を所持している者が分かる文書等であり、別紙記載5は特定事件の担当裁判官が同事件の関係者でないことが分かる資料一式であるところ、最高裁判所事務

総長は、松山地方裁判所において、別紙記載1及び5の各文書を探索したが、存在しなかったことを説明する。苦情申出人は、別紙記載1及び5の各文書は作成又は取得されていて当然である旨主張するが、当該文書を作成又は取得すべきとする規範等があるとは認められず、事務処理上作成又は取得する必要があるとも認められないから、最高裁判所事務総長の上記説明が不合理であるとは認められない。

## 2 別紙記載6及び7の各文書について

別紙記載6は刑事事件が閲覧できない理由等について分かる資料、別紙記載7は刑事事件の閲覧を拒否してよい理由等が分かる資料一式であるところ、最高裁判所事務総長は、松山地方裁判所において、別紙記載6及び7の各文書を探索したが、当該文書は存在しなかったことを説明する。苦情申出人は、別紙記載6及び7の各文書について「いずれも存在しない。」と理由を是正すべきである旨主張するが、松山地方裁判所において、当該文書を作成又は取得すべきとする規範等があるとは認められず、事務処理上作成又は取得する必要があるとも認められないため、「作成又は取得していない」ことを理由に不開示としたとする最高裁判所事務総長の説明が不合理であるとは認められない。

## 3 別紙記載8から10までの各文書について

別紙記載8から10までは、松山地方裁判所刑事部の刑事訴訟記録の閲覧に関する対応が誤っていることを前提とする当該誤りの原因や経緯が分かる資料一式及びその後の是正が分かる資料一式であるところ、最高裁判所事務総長は、松山地方裁判所において、別紙記載8から10までの各文書を探索したが、存在しなかったことを説明する。苦情申出人は、当該文書が作成又は取得されてしかるべきものであるなどと主張するが、当該文書を作成又は取得すべきとする規範等があるとは認められず、事務処理上作成又は取得する必要があるとも認められないため、「作成又は取得していない」ことを理由に不開示としたとする最高裁判所事務総長の説明が不合理であるとは認められない。

#### 4 別紙記載 1 1 及び 1 2 の各文書について

別紙記載 1 1 は松山地方裁判所刑事部が精神保健福祉法 4 3 条に定める刑事事件に関する手続等について国、自治体、医療機関、本人、親族等にどのように対応しているかを示す文書、別紙記載 1 2 は松山地方裁判所刑事部が精神保健福祉法 4 3 条に定める刑事事件に関する手続等について実績がないのかを示す文書であるところ、最高裁判所事務総長は、松山地方裁判所において、別紙記載 1 1 及び 1 2 の各文書を探索したが、存在しなかったことを説明する。苦情申出人は、各文書の不開示は、松山地方裁判所の一部の職員が漫然と業務にあたっていることによるなどと主張するが、当該文書を作成又は取得すべきとする規範等があるとは認められず、事務処理上も作成又は取得する必要があるとは認められないから、最高裁判所事務総長の説明が不合理であるとは認められない。

#### 5 別紙記載 1 3 の文書について

別紙記載 1 3 は苦情申出人が松山地方裁判所に対して提出した特定年月日付けで作成された「苦情等の申出書」に係る決裁、添付資料等一式であるところ、最高裁判所事務総長は、松山地方裁判所において、別紙記載 1 3 の開示申出について、特定年月日の 4 日後に松山地方裁判所が受領した苦情申出人作成の補正書の記載に従い、松山地方裁判所において同日現在に保有する特定年月日付けで作成された苦情等の申出に係る決裁及び決裁添付資料等一式と整理の上探索したが、存在しなかったことを説明する。苦情申出人は、当該書類を作成又は取得していないのは不適當であるなどと主張するが、苦情等の申出に係る書面が作成された特定年月日の 4 日後の時点において当該書面に係る決裁、添付資料等一式を作成又は取得していないとする最高裁判所事務総長の説明が不合理であるとは認められない。

#### 6 別紙記載 2 の文書について

別紙記載 2 の文書は、精神保健福祉法（旧精神保健福祉法含む）及び家事事

件手続法（旧家事審判法含む）について、職員に周知徹底していることが分かる資料一式であるところ、最高裁判所事務総長は、松山地方裁判所において、別紙記載2の文書を探索したが、存在しなかったこと、松山地方裁判所において、各法の施行時から本件開示申出時までの間に、当該文書を作成又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かは判然としなかったことから、「存在しない」との理由により不開示としたことを説明する。別紙記載2の文書が仮に作成又は取得されたことがあったとしても、特定の法律について職員に周知するための資料であって、内容が軽微かつ簡易なものであるといえるから、平成24年12月6日付け最高裁判所事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第4の3(4)に定められた内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって用済み後廃棄される短期保有文書に該当する。よって、仮に別紙記載2の文書が作成又は取得されたとしても本件開示申出時においてこの種の文書は既に廃棄されていると考えられ、最高裁判所事務総長の説明に不合理な点があるとは認められない。

#### 7 別紙記載3及び4の各文書

別紙記載3及び4の各文書は、「扶養義務者指定の申立て」の実務運用にあたり、疑義照会等をしたことが分かる資料及び愛媛県等に周知徹底したことが分かる資料一式であるところ、最高裁判所事務総長は、松山地方裁判所において、別紙記載3及び4の各文書を探索したが、存在しなかったこと、平成26年4月から本件開示申出時までの間に、当該文書を作成又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かは判然としなかったことから、「存在しない」との理由により不開示としたことを説明する。別紙記載3及び4の各文書が仮に作成又は取得されたことがあったとしても、特定の法律について照会や周知をした資料であって、内容が軽微かつ簡易なものであるといえるから、管理通達記第4の3(4)に定められた内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって用済み後廃棄される短期保有文書に該当すると考えられ、既に廃棄済

みであったとしても不自然ではなく、最高裁判所事務総長の説明に不合理な点があるとは認められない。

8 そのほかに、松山地方裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

9 以上のとおり、原判断については、松山地方裁判所において、本件開示申出文書を保有していないと認められるから、いずれも妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    長   戸                    雅                    子

委                    員                    川                    神                    裕

## 別紙

- 1 松山地方裁判所の1986（昭和61年）から2024年（令和6年）現在に至るまで裁判官及び書記官で、医師・看護師・精神保健福祉士・社会福祉士・診療情報管理士等の医学・福祉の分野の資格を所持している者が分かる資料や一覧
- 2 松山地方裁判所が精神保健福祉法（旧精神保健福祉法含む）及び、家事事件手続法（旧家事審判法含む）について、松山地方裁判所の裁判官・書記官をはじめ職員に周知徹底していることが分かる資料一式
- 3 旧精神保健福祉法の保護者制度が廃止（平成26年4月）となったものの、第三親等にあたる者には依然「扶養義務者の指定の申立て」が必要となっている。ついては、松山地方裁判所が実務運用にあたって、国（特に厚生労働省・松山家庭裁判所等）に疑義照会等をしたことが分かる資料。
- 4 旧精神保健福祉法の保護者制度が廃止となったものの、第三親等にあたる者には依然「扶養義務者の指定の申立て」が必要となっている。ついては、松山地方裁判所が実務運用にあたり、管下の愛媛県や松山市等の市町村・保健所（県・市町村）や医療機関はもとより、本人の第三親等にあたる方に周知徹底したことが分かる資料一式
- 5 裁判体（A、B、C）が本事件（松山地方裁判所特定事件等）の関係者でないことが分かる資料一式
- 6 刑事事件が閲覧できない理由等について分かる資料
- 7 松山地方裁判所の刑事部が、国民からの刑事事件の閲覧について、法的根拠は刑事事件の基本法である刑事事件訴訟法に記載があるにも関わらず、法的根拠がないとして閲覧を拒否してよい理由ややむをえない事情が、それが分かる資料一式
- 8 松山地方裁判所の刑事部の対応7が誤っているとするのであれば、その過ちは、松山地方裁判所等の組織ぐるみであるか、はたまた、松山地方裁判所刑事部の訟廷管理官D及び（又は）主席訟廷管理官E等の一部の職員によるものであるのか

分かる資料一式。

- 9 松山地方裁判所の刑事部の対応7が誤っているとするのであれば、いつからそのような虚偽説明をしてきたのか事実確認及びその経緯が分かる資料一式。
- 10 松山地方裁判所が、事後どのように是正がなされるのか分かる資料一式。
- 11 松山地方裁判所刑事部は、精神保健福祉法（旧精神保健福祉法）第43条）に定める刑事事件に関する手続等の関係について、国・都道府県・市町村・医療機関・本人（精神病患者・精神障害者）・家族等・第三親等にあたる者等にどのように対応しているのか（具体的には刑事事件とする手続はいつ行うべきか、愛媛県下では、家族等や第三親等にあたる者は一般人通報が機能していないので警察官通報として対応していく、入院中の患者に他害行為があった場合の刑事事件手続きの進め方等）。
- 12 松山地方裁判所刑事部において、精神保健福祉法（旧精神保健福祉法）第43条）に定める刑事事件に関する手続等の関係について、そもそも実績そのものがないのか。
- 13 松山地方裁判所に対して、特定年月日付「苦情等の申出書」にかかる決裁、添付資料等一式